

入札説明書

件名 令和7～11年度 需給調整事業部ほか5施設における業務用自動車賃貸借

本調達案件は紙による従来の応札及び入札手続きと併せて「電子調達システム」を利用した応札及び入札手続きを利用するものとする。

東京労働局

入札説明書

東京労働局の入札公告 令和7年7月23日付け公示第203号に基づく入札については、会計法、予算決算及び会計令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札及び契約に関する事項

1 契約担当者等

支出負担行為担当官 東京労働局総務部長 大隈 由加里

2 契約内容

(1) 件名

令和7～11年度 需給調整事業部ほか5施設における業務用自動車賃貸借

(2) 内容等

仕様書等による

(3) 公告期間

令和7年7月23日（水）から令和7年8月6日（水）まで

(4) 入札方法

本件は価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。

入札金額は総価を記載すること。入札者は、調達案件のほか、業務の履行に関する一切の諸経費を含め契約金額を見積るものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てる）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

また、本契約は令和7年度から令和11年度までの複数年度契約であるが、各年度の予算執行の都合上、年度ごとの支払内訳については当局の指示に従うこと。

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除とする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 過去1年間において東京労働局と締結した契約に違反した者、又は落札者となりながら

正当な理由なくして契約を拒んだ者等東京労働局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。

- (4) 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）で以下に格付けされている者であること。

資格の種類：「役務の提供等」

等級：「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者。

- (5) 次の事項に該当しない者

① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。

② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。

③ 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者。

- (6) 労働基準法・最低賃金法等の労働関係法令を遵守していること。

- (7) この入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けたものにあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

- (8) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

- (9) 次の各号に掲げる制度の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（入札参加申込期限において直近2年間（④については2保険年度）の滞納がないこと。）。

①厚生年金保険又は国民年金 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

③船員保険 ④労働保険

注）各保険料のうち④については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（文能が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る）こと。

- (10) 納入予定の自動車に係る環境性能その他仕様書に定める要求要件に関する内容を記載した別紙9「性能等証明書」及びその内容が確認できるカタログ等を以下の記載に従い提出し、審査に合格していること。

- (11) 競争参加資格に関する問合せ先

東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階

東京労働局総務部会計課用度係 担当 菅井

T E L 03 (3512) 1607 F A X 03 (3512) 1552

4 入札参加申し込み

令和7年8月19日（火）15時00分までに下記により必要書類を提出すること。

なお、理由の如何にかかわらず提出期限に遅延した場合は無効とする。

- (1) 電子調達システムにより入札を行う者

以下の書類を電子調達システムにより提出すること。

- ① 競争入札参加申込書（別紙4）

- ② 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
 - ③ 暴力団排除の推進に基づく誓約書（別紙5）
 - ④ 事業所情報登録票（別紙7）
 - ⑤ 競争参加資格等に係る申立書（別紙8）
 - ⑥ 性能等証明書（別紙9）
 - ⑦ 「性能等証明書（別紙9）」の内容が確認できるカタログ等
- 提出等にあたって当入札システムに提出できるのは1回のみであり、添付する全ファイル合計で3MBが上限となる事に留意すること。

(2) 紙により入札を行う者

以下の書類を東京労働局総務部会計課用度係に提出すること。

- ① 電子入札案件の紙入札参加申立書（別紙3）
- ② 競争入札参加申込書（別紙4）
- ③ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ④ 暴力団排除の推進に基づく誓約書（別紙5）
- ⑤ 事業所情報登録票（別紙7）
- ⑥ 競争参加資格等に係る申立書（別紙8）
- ⑦ 性能等証明書（別紙9）
- ⑧ 「性能等証明書（別紙9）」の内容が確認できるカタログ等

※以上、すべての書類はFAX可（FAX 03-3512-1552）

5 入札手続き等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、別紙3「電子入札案件の紙入札参加申立書」により、令和7年8月19日（火）15時00分までに申し出る必要がある。

また、電子調達システムにより入札を行う場合には、当該システムに定める手続に従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

- ① 入札書の提出期限
令和7年8月21日（木）16時00分から令和7年8月22日（金）11時20分までに電子調達システムにより提出するものとする。
※電子調達システムに入札書が到着しない場合は無効となる。

(2) 紙により入札を行う場合

- ① 入札書の提出期限
令和7年8月22日（金）10時50分から11時20分まで
※上記時間以外の提出は無効とするので時間を厳守すること。
- ② 入札書の提出場所
東京労働局総務部会計課
東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階
- ③ 入札書の提出方法
入札書は別紙1「入札書」にて作成した後、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏

名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 東京労働局総務部長殿と記載。）及び「令和7年8月22日開札〔令和7～11年度 需給調整事業部ほか5施設における業務用自動車賃貸借〕の入札書在中」と記入し提出すること。

※郵送、電報、FAX、電話その他の方法による入札は認めない。

(3) 代理人（復代理人含む。以下同じ。）による入札

- ① 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。
- ② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の所在地、名称又は商号及び氏名を記入の上、当該代理人の所在地、名称及び氏名を記入しておくとともに、入札書提出時に別紙2「委任状」を作成し、提出しなければならない。
- ③ 入札者又はその代理人は、本件に係る入札について、他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(4) 入札の無効

次の各号の一つに該当する入札書は無効とする。

- ① 本入札説明書に示した参加資格のない者の提出した入札書
- ② 入札書の提出期限内に入札書の到達しなかった者の提出した入札書
- ③ 入札条件に違反した者の提出した入札書
- ④ 有効な委任状を提出しない代理人又は復代理人の提出した入札書
- ⑤ 金額を訂正した入札書
- ⑥ 誤字・脱字等により意思表示が不明確な入札書
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札書
- ⑧ 同一の入札について2通以上提出された入札書
- ⑨ 前項(3)③に違反した者の提出した入札書
- ⑩ 総価による入札を条件としているのに、総価でない価格（単価等）を記入した入札書
- ⑪ 「暴力団排除の推進に基づく誓約書」及び「競争参加資格等に係る申立書」を提出しない者、又は虚偽の誓約及び申立をし、若しくは誓約書及び申立書に反することとなった者の提出した入札書
- ⑫ 別紙9「性能等証明書」を提出せず、又は虚偽の記載をした者、及び内容を審査した結果不合格となった者の提出した入札書

(5) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めことがある。

6 性能等証明書の審査

上記4(1)または(2)によって提出された別紙9「性能等証明書」は、東京労働局においてその内容を審査し、合格したものに係る入札書のみを落札決定の対象とする。

性能等証明書の合否については、開札日の前開庁日までに入札者に連絡する。不合格となつた者には理由を付して通知するものとする。

なお、支出負担行為担当官から当該資料に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

7 開札

日時：令和7年8月22日（金）11時30分から

場所：電子調達システム 及び東京労働局総務部会計課

（東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階）

（1）電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、原則として開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

（2）紙による入札の場合

ア 開札は上記開札の日時及び場所にて結果公表を行う。

イ 開札は入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

ウ 入札者又はその代理人は、開札時刻後において開札場所に入場することはできない。

エ 入札者又はその代理人は開札場所に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証又は委任状を提示又は提出しなければならない。

オ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札終了まで開札場所から退場することができない。

8 再度入札の取扱い

開札した場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を行う。

（1）電子調達システムにより再度入札を行う場合

① 入札書の提出期限

令和7年8月22日（金）15時20分まで

※電子調達システムに入札書が到着しない場合は無効となる。

（2）紙により再度入札を行う場合

① 入札書の提出期限

令和7年8月22日（金）14時50分から15時20分まで

※上記時間以外の提出は無効とするので時間を厳守すること。

② 入札書の提出場所

東京労働局総務部会計課

東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階

③ 入札書の提出方法

入札書は別紙1「入札書」にて作成した後、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 東京労働局総務部長殿と記載。）及び「令和7年8月22日開札[令和7～11年度 需給調整事業部ほ

か5施設における業務用自動車賃貸借】の再度入札書在中」と記載しなければならない。

※郵送、電報、FAX、電話その他の方法による入札は認めない。

(3) 再度入札執行(開札)

日時：令和7年8月22日(金) 15時30分から

場所：電子調達システム 及び東京労働局総務部会計課

(東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階)

① 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、原則として開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

② 紙による入札の場合

ア 開札は上記開札の日時及び場所にて結果公表を行う。

イ 開札は入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

ウ 入札者又はその代理人は、開札時刻後において開札場所に入場することはできない。

エ 入札者又はその代理人は開札場所に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証又は委任状を提示又は提出しなければならない。

オ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札終了まで開札場所から退場することができない。

9 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者の決定方法

① 次の各要件を満たす入札書のうち、仕様書別添「自動車の性能に関する審査要領」に規定する総合評価点の計算方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

ア 本入札説明書「3 競争参加資格」及び別添「仕様書」において明らかにした要求要件を全て満たしていること。

イ 本入札説明書「5 入札手続き等」に従い有効な入札を行なった者であること。

ウ 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

エ 入札者の提出した性能等証明書が、審査の結果合格したものであること。

ただし、落札者となるべき者が次に該当する場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。また、次の場合は、入札者は事後の事情聴取及び関係資料等の提示について協力しなければならない。

(ア) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないと認められる場合(低入札価格調査基準額を下回

った入札があった場合に開札執行者は、入札者に対して「保留」を宣言し、予決令第86条に規定する調査（契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについて）を実施した上で落札者を決定し、後日入札者に通知する。）

（イ）その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて、著しく不適当であると認められる場合。

② 落札者となるべき者が二人以上ある場合、当該入札者によるくじにより落札者を決定する。くじを行う時間、場所、方法等は当該入札者に連絡する。

③ 落札できなかった入札者は、落札の相対的な利点に関する情報（当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格）の提供を要求することができる。

（3）開札結果の公表内容

電子調達システムにより、開札結果を公表する。

電子調達システムにより実施される本件入札については、電子調達システム上で入札参加業者名及び入札金額等が公表される。

（4）契約

① この入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

② 契約書を作成する場合において、まず、契約の相手方が契約書の案に署名又は記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに署名又は記名押印するものとする。

③ 前記②の場合において、支出負担行為担当官が署名又は記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に署名又は記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

（5）支払条件

支払金額については、別紙「契約書」のとおりとし、納入品の検査完了後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（6）その他

① 落札者は、落札後、各項目の単価及び総額を示した落札金額の内訳書を東京労働局総務部会計課に提出すること。

② 担当者から提出された関係書類については、事業者としての決定であるものとして取り扱う。

③ 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得る。

④ 入札参加者は、入札書の提出（G E P Sの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

疑義がある場合は、令和7年8月4日（月）9時00分までに東京労働局総務部会計課用度係へ別紙6「仕様内容に関する質問票」を用いてメール又はFAXにて問い合わせること。

回答は令和7年8月6日（水）17時00分までに東京労働局HPに公開する。

(https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/choutatsu_uriharai/nyusatsu.html)

なお、上記期限を過ぎた問い合わせには一切応じないため注意すること。

11 様式等

- ・ 別紙1 入札書
- ・ 別紙2 委任状
- ・ 別紙3 電子入札案件の紙入札参加申立書
- ・ 別紙4 競争入札参加申込書
- ・ 別紙5 暴力団排除の推進に基づく誓約書
- ・ 別紙6 仕様内容に関する質問票
- ・ 別紙7 事業所情報登録票
- ・ 別紙8 競争参加資格等に係る申立書
- ・ 別紙9 性能等証明書
- ・ 別添 各種記載例、仕様書、契約書（案）

入札書

件名 令和7～11年度 需給調整事業部ほか5施設における業務用自動車賃貸借

金額

| | | | | | | | |
|--|--|----|--|--|---|--|---|
| | | 百万 | | | 千 | | 円 |
|--|--|----|--|--|---|--|---|

上記金額をもって、納入、請負うため、入札説明書を承認の上、入札いたします。

令和 年 月 日

所 在 地
名 称
代 表 者

所 在 地
名 称
代 理 人

所 在 地
名 称
復 代 理 人

支出負担行為担当官
東京労働局総務部長 殿

別紙2
(様式委-I)

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東京労働局総務部長 殿

所在 地

商号又は営業所

代表者名

私は、下記の者を代理人と定め、支出負担行為担当官 東京労働局総務部長との間において、次の権限を委任します。

件 名 令和7~11年度 需給調整事業部ほか5施設における業務用自動車賃貸借

代理人

所在地

商号又は営業所

(支店)の名称

役職名及び氏名

委任事項

- 1 見積及び入札に関すること
- 2 契約の締結に関すること
- 3 物品等の納入に関すること
- 4 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について
- 5 支払期間のきた利札の請求及び領収について
- 6 支払金の請求及び領収について
- 7 復代理人選任に関すること
- 8 その他上記の委任事項に関する一切の件

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東京労働局総務部長 殿

所在 地

商号又は名称

代表者名

私は、下記の者を代理人と定め、支出負担行為担当官 東京労働局総務部長との間において、見積及び入札（復代理人選任に関する権限を含む。）に関する権限を委任します。

件 名 令和7~11年度 需給調整事業部ほか5施設における業務用自動車賃貸借

代理人

所在地

商号又は営業所

(支店) の名称

役職名及び氏名

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東京労働局総務部長 殿

所在地

商号又は営業所

代理人

私は、下記の者を復代理人と定め、支出負担行為担当官 東京労働局総務部長との間において、見積及び入札に関する権限を委任します。

件名 令和7～11年度 需給調整事業部ほか5施設における業務用自動車賃貸借

復代理人

所在地

商号又は営業所

(支店)の名称

役職名及び氏名

別紙 3
令和 年 月 日

電子入札案件の紙入札参加申立書

支出負担行為担当官
東京労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加を致します。

記

1 入札案件名

令和 7～11 年度 需給調整事業部ほか 5 施設における業務用自動車賃貸借

2 電子調達システムでの参加ができない理由

(記入例)

- ・認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため

競争入札参加申込書

支出負担行為担当官
東京労働局総務部長 殿

会社名

下記の入札案件に係る一般競争入札に参加したいため、入札公告及び入札説明書に記載の必要書類を添えて入札参加を申し込みいたします。

記

1 入札案件（公告番号でも可）

令和 7～11 年度 需給調整事業部ほか 5 施設における業務用自動車賃貸借

2 担当者名

3 連絡先

電話番号

FAX 番号

暴力団排除の推進に基づく誓約書

当方は下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはございません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより当方が不利益を被ることになつても、異議は一切申し立てません。

また、貴局から当方の役員（個人である場合はその者）の個人情報について照会があつた場合には速やかに回答し、貴局がその個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

東京労働局総務部長 殿

所在地

名 称

代表者

仕様内容に関する質問票

東京労働局

会計課用度係 菅井 宛

会社名: _____

担当者: _____

(件名:令和7~11 年度 需給調整事業部ほか5施設における業務用自動車賃貸借)

入札に関する仕様内容等について、何かご不明な点等がございましたら、下記の記入欄にその旨を記載し、令和7年8月4日(月)9時 00 分までに、FAX またはメールにより、この用紙のまま 会計課用度係 菅井 宛送付してください。回答は令和7年8月6日(水)17 時 00 分までに東京労働局のHP公開にて行う予定です。

令和7年8月4日(月)9時 00 分を過ぎて受付けた質問については、一切お答えできません。なお、送信された場合には、電話にてその旨ご連絡を頂くようお願い致します。

※FAX 番号 03-3512-1552 電話番号 03-3512-1607

メール sugai-hideki.9v1@mhlw.go.jp

東京労働局HP:

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/choutatsu_uriharai/nyusatsu.html

(質問内容記入欄)

※この用紙のまま FAX 送信または送信メールに添付してください。

事業場情報登録票

お手数ですが入札前に確認させていただきたい事項がございますので、下記へご記入いただき FAX 等によりご報告の程お願ひいたします。

FAX 番号 03-3512-1552

担当者 東京労働局総務部会計課 担当 : 菅井

電話番号 03-3512-1607

| | | |
|---|---------------|-----------------------|
| ① | 業者コード又は登録番号 | (資格審査結果通知書に記載されています。) |
| ② | 企業名称 | |
| ③ | 企業郵便番号 | |
| ④ | 企業住所 | |
| ⑤ | 代表者氏名 | |
| ⑥ | 代表者役職 | |
| ⑦ | 代表者電話番号 | |
| ⑧ | 代表者FAX番号 | |
| ⑨ | 担当部署名称 | |
| ⑩ | 担当者氏名 | |
| ⑪ | 担当者連絡先郵便番号 | |
| ⑫ | 担当者連絡先住所 | |
| ⑬ | 担当者連絡先電話番号 | |
| ⑭ | 担当者連絡先FAX番号 | |
| ⑮ | 担当者連絡先メールアドレス | |

※ 入札への参加方法 (該当する方に○をしてください)

・電子入札

・紙入札

競争参加資格等に係る申立書

1. 当社（私）は、現在厚生労働省から指名停止の措置を受けておりません。
また、開札日時点において指名停止措置を受ける見込みもありません。
2. 当社（私）は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。
3. 当社（私）は、その他の入札参加資格を全て有しております。
4. 当社（私）は、契約者となった後、事業の実施に当たり各種法令を遵守するとともに、契約に基づく報告事項（法令違反や反社会勢力による不当介入等）が生じた場合には速やかに報告します。再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様に対応します。

この申立書に虚偽があった場合は、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、申立に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

東京労働局総務部長 殿

所在地

名 称

代表者

性能等証明書

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

「令和7~11年度 需給調整事業部(ほか5施設における業務用自動車賃貸借)に係る入札について、下記のとおり相違ないことを証明します。

1 仕様書の適合性

| 小型乗用車 | | 仕様 | 適否 | 備考 |
|----------------|--|--|-----|----|
| 年 式 | 新車 | | 適・否 | |
| 駆動方式 | FFまたは2WD | | 適・否 | |
| スタッドレスタイヤ装着の有無 | 無 | | 適・否 | |
| 台 数 | 4台 | | 適・否 | |
| 総 排 気 量 | 1,100cc~1,500cc以内 | | 適・否 | |
| 車両重 量 | 1,200kg以内 | | 適・否 | |
| 全 長 | 4,300mm以内 | | 適・否 | |
| 全 幅 | 1,700mm以内 | | 適・否 | |
| 全 高 | 1,550mm以内 | | 適・否 | |
| 荷 室 | 分割可倒式リアシート | | 適・否 | |
| 荷 台 内 側 | | | 適・否 | |
| 乗 車 定 員 | 5名 | | 適・否 | |
| エンジン | ハイブリッド(マイルドハイブリッド除く) | | 適・否 | |
| トランミッション | ・非搭載 又は ・4速オートマチック以上 又は ・CVT(無段変速オートマチック 電気式無段変速機含む) | | 適・否 | |
| 使 用 燃 料 | 無鉛レギュラーガソリン | | 適・否 | |
| 車 体 の 色 | シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの | | 適・否 | |
| 環境性能 | 排ガス性能 | 『環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和7年1月変更閣議決定)』別記「1.3. 自動車等 13-1 自動車(1)品目及び判断の基準等」において定める排出ガス基準及び燃費基準値を満たすこと | 適・否 | |
| | 燃費性能 | | 適・否 | |
| 装備 | エアバックシステム | 運転席及び助手席 | 適・否 | |
| | アンチロックブレーキ | 有 | 適・否 | |
| | ETC車載器 | 無 | 適・否 | |
| | 空調 | オート又はマニュアルエアコン | 適・否 | |
| | カーナビゲーション | セットアップ作業の実施を含むこと。TVチューナーレスとすること。 | 適・否 | |
| | AM/FMラジオ | カーナビゲーション装備でも可 | 適・否 | |
| | バックモニター | カーナビゲーション装備でも可 | 適・否 | |
| | コーナーセンサー(ソナー) | 最低でもリアに装備していること | 適・否 | |
| | ドライブレコーダー | 解像度1,920×1,080以上、フレーム率27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること 前後方録画可能にすること。走行中は常時録画 Gセンサー搭載 記録時間は180分以上とすること | 適・否 | |
| | パワーウィンドウ | 最低でも運転席側に装備していること | 適・否 | |
| | キーレスエントリー | スマートキーでなくても可 | 適・否 | |
| | フロアマット | 前席、後席分 | 適・否 | |
| | 付属品等 | スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具 | 適・否 | |
| 冬期 | 寒冷地仕様 | 無 | 適・否 | |
| | スタッドレスタイヤ装着 | 無 | 適・否 | |
| | 冬用ワイパー | 無 | 適・否 | |
| 安 全 装 備 | 安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること | | 適・否 | |

2 自動車性能の適合性

| 小型乗用車 | |
|-------|--|
| 車名 | |
| 型式 | |
| 燃費値 | |

「環境性能(燃費値)に対する得点」 =

$$\left(100 + 50 \times \frac{\text{提案車の燃費値} (\text{km/l}) - \text{燃費基準値} (\text{km/l})}{36 - \text{燃費基準値} (\text{km/l})} \right) \times 4 \text{台} = \boxed{\quad}$$

(2) (2) (3)

加算点

※①カッコ内に該当車種の燃費値、②カッコ内に燃費基準値を記入すること。燃費値は、WLTCモードとし、小数点以下第1位まで記入すること。

この式によって得られた数値の小数点以下第1位を四捨五入し、③枠内に記入すること。

※②のJC08モード又はWLTCモードにおける燃費基準値は、ガソリン乗用車においては車両重量が「741kg未満」は『24.6km/l』、「741kg以上856kg未満」は『24.5km/l』、「856kg以上971kg未満」は『23.7km/l』、「971kg以上1,081kg未満」は『23.4km/l』、「1,081kg以上1,196kg未満」は『21.8km/l』、「1,196kg以上1,311kg未満」は『20.3km/l』となるので、②はその数値を記入すること。

性能等証明書

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

「令和7~11年度 需給調整事業部(ほか5施設における業務用自動車賃貸借)に係る入札について、下記のとおり相違ないことを証明します。

1 仕様書の適合性

| 小型貨物車 | | 仕様 | 適否 | 備考 |
|----------------|--|--|-----|----|
| 年 式 | 新車 | | 適・否 | |
| 駆動方式 | FFまたは2WD | | 適・否 | |
| スタッドレスタイヤ装着の有無 | 無 | | 適・否 | |
| 台 数 | 2台 | | 適・否 | |
| 総 排 気 量 | 660cc以下 | | 適・否 | |
| 車両重量 | 1,200kg以内 | | 適・否 | |
| 全 長 | 3,400mm以内 | | 適・否 | |
| 全 幅 | 1,600mm以内 | | 適・否 | |
| 全 高 | 2,000mm以内 | | 適・否 | |
| 荷 室 | 分割可倒式リアシート | | 適・否 | |
| 荷 台 内 側 | (2名乗車時)長1,700×幅1,200×高900mm以上 (4名乗車時)長900×幅1,300×高900mm以上 | | 適・否 | |
| 乗 車 定 員 | 4名 | | 適・否 | |
| エンジン | ハイブリッド(マイルドハイブリッド除く)またはガソリン | | 適・否 | |
| トランミッション | ・非搭載 又は ・4速オートマチック以上 又は ・CVT(無段変速オートマチック 電気式無段変速機含む) | | 適・否 | |
| 使 用 燃 料 | 無鉛レギュラーガソリン | | 適・否 | |
| 車 体 の 色 | シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの | | 適・否 | |
| 環境性能 | 排ガス性能 | 『環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和7年1月変更閣議決定)』別記「1.3. 自動車等 13-1 自動車(1)品目及び判断の基準等」において定める排出ガス基準及び燃費基準値を満たすこと | 適・否 | |
| | 燃費性能 | | 適・否 | |
| 装備 | エアバックシステム | 運転席及び助手席 | 適・否 | |
| | アンチロックブレーキ | 有 | 適・否 | |
| | ETC車載器 | 無 | 適・否 | |
| | 空調 | オート又はマニュアルエアコン | 適・否 | |
| | カーナビゲーション | セットアップ作業の実施を含む。TVチューナーレスとする。 | 適・否 | |
| | AM/FMラジオ | カーナビゲーション装備でも可 | 適・否 | |
| | バックモニター | カーナビゲーション装備でも可 | 適・否 | |
| | コーナーセンサー(ソナー) | 最低でもリアに装備していること | 適・否 | |
| | ドライブレコーダー | 解像度1,920×1,080以上、フレーム率27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること 前後方録画可能にすること。走行中は常時録画 Gセンサー搭載 記録時間は180分以上とすること | 適・否 | |
| | パワーウィンドウ | 最低でも運転席側に装備していること | 適・否 | |
| | キーレスエントリー | スマートキーでなくても可 | 適・否 | |
| | フロアマット | 前席、後席分 | 適・否 | |
| 冬期 | 付属品等 | スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具 | 適・否 | |
| | 寒冷地仕様 | 無 | 適・否 | |
| | スタッドレスタイヤ装着 | 無 | 適・否 | |
| 安全装備 | 冬用ワイパー | 無 | 適・否 | |
| | 安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること | | 適・否 | |

2 自動車性能の適合性

| 小型貨物車 | |
|-------|--|
| 車名 | |
| 型式 | |
| 燃費値 | |

「環境性能(燃費値)に対する得点」 =

$$\left(100 + 50 \times \frac{\text{提案車の燃費値 () km/l} - \text{燃費基準値 () km/l}}{22.1 - \text{燃費基準値 () km/l}} \right) \times 2\text{台} = \boxed{\quad}$$

(2) (2) (3)
加算点

※①カッコ内に該当車種の燃費値、②カッコ内に燃費基準値を記入すること。燃費値は、JC08モードとし、小数点以下第1位まで記入すること。

この式によって得られた数値の小数点以下第1位を四捨五入し、③枠内に記入すること。

※②のJC08モード又はWLTCモードにおける燃費基準値は、ガソリン小型貨物車においては車両重量が「741kg未満」は『18.4km/l』、「741kg以上856kg未満」は『17.8km/l』、「856kg以上971kg未満」は『17.3km/l』、「971kg以上1,000kg以下」は『16.8km/l』、「1,081kg以上1,196kg未満」は『14.7km/l』、「1,196kg以上1,311kg未満」は『13.2km/l』となるので、②はその数値を記入すること。

※ 代理人を選任した場合は、様式委一Ⅰ 又は 様式委一Ⅱが必要となります。

※ 復代理人を選任した場合は、さらに様式委一Ⅲ も併せて必要となります。

別紙1

入札書（記入例）

件名 ○○（入札案件名を記入）

| | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | ¥ | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 円 |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|

上記金額をもって、納入、請負うため、入札説明書を承認の上、入札いたします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日（入札日当日の日付を記入）

記入 所 在 地 東京都〇〇区〇〇一〇
名 称 ○〇株式会社
代 表 者 代表取締役 〇〇 〇〇

代理人

を選任した場合のみ記入 所 在 地 〇〇県〇〇市〇〇〇一〇一〇
名 称 ○〇株式会社 〇〇支店
代 理 人 （代理人の役職及び氏名を記入）

復代理人を選任した場合のみ記入 所 在 地 〇〇県〇〇市〇〇〇一〇一〇
名 称 ○〇株式会社 〇〇支店
復 代 理 人 （復代理人の役職及び氏名を記入）

支出負担行為担当官
東京労働局総務部長 殿

【参考例1：代表等が支店長等を代理人とする場合】

別紙2

(様式委-I)

委任状(記入例1)

作成日を記入

〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

東京労働局総務部長 殿

所在地 東京都〇〇区〇〇〇-〇-〇

商号又は営業所 〇〇株式会社

代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

私は、下記の者を代理人と定め、支出負担行為担当官 東京労働局総務部長との間において、次の権限を委任します。

件名 〇〇(入札案件名を記入)

代理人

所在地 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇

商号又は営業所 〇〇株式会社

(支店)の名称 〇〇支店

役職名及び氏名 支店長 〇〇 〇〇

委任事項

- 1 見積及び入札に関すること
- 2 契約の締結に関すること
- 3 物品等の納入に関すること
- 4 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について
- 5 支払期間のきた利札の請求及び領収について
- 6 支払金の請求及び領収について
- 7 復代理人選任に関すること
- 8 その他上記の委任事項に関する一切の件

【参考例2：代表等が社員等を代理人とする場合】

別紙2

(様式委-II)

委任状(記入例2)

作成日を記入

〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

東京労働局総務部長 殿

所在地 東京都〇〇区〇〇〇-〇-〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

私は、下記の者を代理人と定め、支出負担行為担当官 東京労働局総務部長との間において、見積及び入札に関する権限（復代理人選任に関する権限を含む。）を委任します。

件名 〇〇(入札案件名を記入)

代理人

所在地 東京都〇〇区〇〇〇-〇-〇

商号又は営業所 〇〇株式会社

(支店)の名称

役職名及び氏名 〇〇 〇〇

【参考例3：代表等から委任を受けた支店長等が社員等を復代理人とする場合】
なお、復代理人を選任する場合は 様式委一Ⅰ 又は 様式委一Ⅱ も併せて必要となります。

別紙2

(様式委一Ⅲ)

委 任 状 (記入例3)

作成日を記入

○○年○○月○○日

支出負担行為担当官

東京労働局総務部長 殿

所在 地 ○○県○○市○○○-○-○

商号又は営業所 ○○株式会社 ○○支店

代理 人 支店長 ○○ ○○

私は、下記の者を復代理人と定め、支出負担行為担当官 東京労働局総務部長との間において、見積及び入札に関する権限を委任します。

件 名 ○○ (入札案件名を記入)

復代理人

所在地 ○○県○○市○○○-○-○

商号又は営業所 ○○株式会社

(支店) の名称 ○○支店

役職名及び氏名 ○○ ○○

封書記載例

裏面

表面

| | | | | |
|-----|-----|-------------------|-------------|----------|
| | | | | |
| | | | | |
| 会社名 | 所在地 | 令和 年 月 日 | 支出負担行為担当官 | |
| | | | 東京労働局総務部長 殿 | |
| | | 〔令和 年 月 日開札〕 | | 」の入札書在中」 |

契約書（案）

支出負担行為担当官 東京労働局総務部長 大隈 由加里（以下「甲」という。）と株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、令和7～11年度 需給調整事業部ほか5施設における業務用自動車賃貸借（以下「業務」という。）に関し、下記条項により契約を締結する。

記

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第2条 乙は、別添仕様書に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第3条 契約金額は、金 円（うち消費税額及び地方消費税額金 円）とする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（国庫債務負担行為に係る契約の特例）

第4条 前条の契約金額に基づく、国庫債務負担行為に係る会計年度毎の支払金額の内訳は次のとおりとする。

| | | |
|--------|---|---|
| 令和7年度 | 金 | 円 |
| 令和8年度 | 金 | 円 |
| 令和9年度 | 金 | 円 |
| 令和10年度 | 金 | 円 |
| 令和11年度 | 金 | 円 |

（契約保証金）

第5条 この契約の保証金は、免除する。

（履行期間及び場所）

第6条 この契約の履行期間及び場所は次のとおりとする。

期間 契約締結日～令和12年3月29日

場所 支出負担行為担当官 東京労働局総務部長指定の場所

（費用負担）

第7条 この契約書に別に定めるものを除き、乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

（注意義務）

第8条 甲は、物件を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 甲の故意又は重大な過失によって物件が損害を受け、又はこれに損害を与えたときは、乙は甲に対して、その賠償を請求することができるものとする。この場合、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（返還義務）

第9条 契約期間が終了したときは、甲は乙に対し物件を返還するものとする。

(再委託)

第10条 乙は、業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。また、委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならぬ。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第11条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第10条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならぬ。

2 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めた場合はこれに応じなければならない。

(履行体制)

第12条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を甲に提出しなければならぬ。

2 乙は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

(2) 事業参加者の住所のみの変更。

(3) 契約金額のみの変更。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(遅滞料)

第13条 甲は、乙が第6条の期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(納期の無償延期)

第14条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、前条の規定にかかわらず、遅滞料を免除することができる。

(監督)

第15条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(業務の完了検査)

第16条 乙は、毎月の業務完了後、甲の指定する検査職員に報告し、検査を受けなければならない。

2 乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

3 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

(契約金額の支払)

第17条 乙は、前条の全ての検査終了後、支払請求書を作成し、当該月分の対価の支払いを官署支出官 東京労働局長（以下「支出官」とする。）に請求するものとする。なお、各月分の料金は別表「リース料金内訳」のとおりとする。

2 支出官は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に対価を支払わなければならない。

(遅延利息)

第18条 支出官は、自己の責に帰すべき事由により、前条第2項の期間内に対価を支払わないときは、支払金額に対し年2.5パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第19条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第20条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第21条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報、以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。

3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。

5 乙は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。

6 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。

(契約の協議解除)

第22条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において履行部分があるときは、甲は履行部分に対する契約代金相当を支払うものとする。

(甲の解除権)

第23条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額（単価契約の場合は契約単価に予定数量を乗じて得た額。以下本契約書において同じ。）の100分の10に相当する金額（履行部分があるときは、契約金額から履行部分に対する代金相当額を控除して得た額の100分の10に相当する額）を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何ら催告を要しない。

(1) 乙が指定期限までに契約を履行しないとき、または履行する見込がないと甲が認めるとき。
(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由なく、甲の履行状況の調査又は検査の実施にあたりその職務の執行を妨害したとき。

(4) 第20条及び第21条の規定に違反したとき。

(5) 乙が銀行取引を停止されたとき。

(6) 前各号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。

(7) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何ら催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無に関わらず、これを行うことができるものとする。

(危険負担)

第24条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(損害賠償)

第25条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、第23条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第26条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(3) 競争参加資格を有していないかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があつたことが判明したとき。

(4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

(5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第27条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

(5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第28条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第29条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極

的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (行為要件に基づく契約解除)

第30条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第31条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第32条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除せしむるにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第33条 甲は、第23条第2項、同条第3項、第29条、第30条、第32条第2項、第36条及び第38条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第23条第2項、同条第3項、第29条、第30条、第32条第2項、第36条及び第38条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第34条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をうるものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第35条 乙は、乙またはその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第36条 甲は、次の各号の一該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面によ

る通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があつたことが判明したとき。
- (3) 乙が乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至つたことを報告しなかつたことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至つた場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第37条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(履行内容が契約の内容に適合しない場合の措置)

第38条 甲は、第16条に規定する検査に合格した後において、当該履行内容が契約の内容に適合していないことを知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

(法令遵守)

第39条 請負業者は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること。なお、契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託事務の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。（仕様内容の変更決定等）

第40条 やむを得ない事情により、この契約書及び仕様書の内容に変更すべき事由が発生した場合には、甲乙協議の上、決定することとする。

(善管注意義務)

第41条 乙は、関係諸法令及び保安関係規定を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって本委託業務の施行にあたるものとする。

(紛争又は疑義の決定等)

第42条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議の上決定することとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第43条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第18条、第20条、第23条2項、第25条、第27条、第28条、第31条、第33条、第37条、第38条、第42条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区九段南1-2-1
支出負担行為担当官
東京労働局総務部長
大隈 由加里

乙

様式 1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
東京労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式 2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東京労働局総務部長 殿

名称

代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式 3

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
東京労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第 12 条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

別紙 1

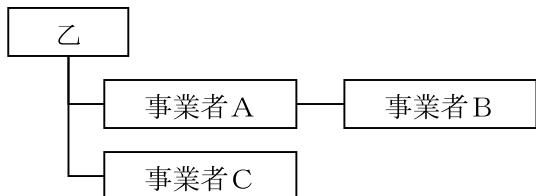
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

| 事業者名 | 住所 | 契約金額 | 業務の範囲 |
|------|-----------|------|-------|
| A | 東京都○○区・・・ | 円 | |
| B | | | |



別表「リース料金内訳」(記載例)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年度合計額(税込) |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|------------|
| 令和7年度 | | | | | | | | | | | | 100,000円 | 100,000円 |
| 令和8年度 | 100,000円 | 1,200,000円 |
| 令和9年度 | 100,000円 | 1,200,000円 |
| 令和10年度 | 100,000円 | 1,200,000円 |
| 令和11年度 | 100,000円 | 1,200,000円 |
| | | | | | | | | | | | | 契約金額 | 4,900,000円 |

令和 7～11 年度
需給調整事業部ほか 5 施設における
業務用自動車賃貸借
仕様書

東京労働局

- 1 件名
令和7～11年度 需給調整事業部ほか5施設における業務用自動車賃貸借
- 2 業務概要
東京労働局（需給調整事業部ほか5施設を含む。以下同じ。）（以下「労働局」という。）において、業務を実施するために必要となる自動車の賃貸借を行う。
- 3 賃貸借期間
賃貸借期間は下記のとおりとする。
 - ① 令和8年3月2日から令和12年3月29日まで
※新規で賃貸借契約を行う業務用自動車 2台
(立川労働基準監督署、三鷹労働基準監督署)
 - ② 令和8年4月1日から令和12年3月29日まで
※令和7年度末契約満了に伴い契約更新をする業務用自動車 4台
(需給調整事業部、足立労働基準監督署、大森公共職業安定所、立川公共職業安定所)
- 4 契約方法
一般競争入札（総合評価落札方式）
(別添「自動車の性能に関する審査要領」に基づき得点を算出する。)
- 5 調達内容
 - (1) 納車場所及び年間見込走行距離
別紙1のとおり。
 - (2) 賃貸借台数
小型乗用車 F F または 2WD (5人乗り) 4台
軽貨物車 F F または 2WD (4人乗り) 2台
 - (3) 配備車両の仕様
別紙2-1及び別紙2-2に掲げる基準を満たす新車であること。
 - (4) 自動車保険の加入
(2)の6台については、ア～ウを満たす保険に加入すること。
 - ア 保険の種類
自動車保険（フリート契約※厚生労働省全体）
 - イ 補償内容
 - (ア) 対人賠償保険（1名につき） 無制限（免責なし）
 - (イ) 対物賠償保険（1件につき） 無制限（免責なし）
 - (ウ) 車両保険（一般型） リース車両を補償できる額（免責なし）

ウ 特約その他

- (ア) 対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。
- (イ) 運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。
- (ウ) 弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。
- (エ) 年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を職員（公務中のみ）に限定する。
- (オ) 無保険車傷害保険、対人臨時費用については、不担保とする。
- (カ) 仕様書記載以外の自動付帯特約を不担保とすることは不可である。
- (キ) 全損事故等による中途解約に係る違約金が発生した場合、仕様書記載の保険による補償が可能であること。
- (ク) 保険を使用しない場合における示談交渉等の専門情報の提供及び助言並び事故受付対応を行うこと。

6 業務内容

(1) 納車計画等

契約締結後、納入される車両の安全な運行を確保するために必要な体制（整備工場等）を構築し、賃貸借期間の開始日までに事業所・整備工場等一覧表（別紙3）を契約担当者に提出すること。

なお、事業所は、労働局との連絡調整を行う担当者の所属する支社等を想定しているが、労働局との連絡調整を行うことができるのであれば、支社ではなく本社や整備工場が担うことも必要な体制が構築されていると判断する。

(2) 納車の対応

賃貸借期間の開始日までに車両登録の手続きを行うとともに、賃貸借期間の開始日から14日以内に、現地職員等と納車日等について調整を行い、指定の場所に納車すること。納車時に引渡書（受託者所定の様式で可。）及び作業計画書（別紙4）を現地職員へ提出し、車両の点検を受けるとともに継続検査及び定期点検の実施予定時期について周知すること。作業計画書の提出は後日の提出でも差し支えないが、可能な限り早急に提出すること。

(3) 継続検査及び定期点検時の対応

車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、適時適切に必要な点検等を行うとともに、必要に応じて、以下の消耗品の交換等を実施すること。対応終了後は車検証写し（継続検査実施時のみ）、整備記録簿写し及び作業計画書（別紙4）を現地職員に提出し、車両の点検を受けるとともに次回点検時期について周知すること。

- ア 一般消耗品部品（ワイヤーゴム、プラグ等、パンク修理含む）
- イ エンジンオイル交換
- ウ オイルエレメント交換
- エ エアフィルター交換

オ バッテリー交換・補充
カ タイヤ交換

なお、継続検査及び定期点検時以外の場合においても、現地職員から通常使用による消耗部品の交換等の依頼があったときは、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。対応終了後は交換部品等対応内容が確認できる作業報告書（受託者所定の様式で可。）を現地職員へ提出し、車両の点検を受けること。

(4) 車両故障・不具合発生時の対応

現地職員から、同職員等の責任によらない車両の故障や不具合に係る連絡があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。対応終了後は対応内容が確認できる作業報告書（受託者所定の様式で可。）を現地職員へ提出し、車両の点検を受けること。

(5) 点検修理時の代車に係る対応

上記（3）～（4）の対応を完了するために48時間以上の時間を要することが見込まれる場合には、受託者の負担において、あらかじめ賃貸借車両と同等程度の車両を代車として用意すること。

(6) 事故の処理に係る対応

事故が発生した場合には、以下のとおり対応すること。

ア 事故の受付及び対応

(ア) 事故発生時において、事故処理専門要員による事故受付を行い、事故対応の指示等をすること

(イ) 事故の内容によっては必要に応じて現場確認を行うこと

イ 事故処理及び報告

事故処理状況については、契約担当者へ随時報告を行い、労働局が求めた場合は、事故内容及び進捗状況について迅速に回答できるようにすること。

ウ 示談書等の作成

事故の相手方との示談については、あらかじめ労働局と調整の上、交渉を進めるものとし、示談書・免責証書を作成する場合においては、その内容を報告し了解を得ること。

また、示談書の様式は必ず当事者の双方が記名押印できるものとする。

エ 損害資料及び示談書の提出

労働局が求めるときは、下記資料、書類等を提出すること。

(ア) 損害調査報告書（損害査定額の他、相手方の損害明細、損害状況が確認できる写真等の提出含む）

(イ) 関係書類（車検証、交通事故証明書、治療証明書、修理見積書、請求書、委任状、車両保有の申立書等）

(ウ) 過失割合に関する意見書（根拠となる判例等の提示を含む）

(エ) 損害賠償金精算明細書及び損害賠償内容説明書（根拠となる判例等の提示を含む）

- (オ) 加害事故に係る相手との交渉経過
オ その他
- (ア) 本仕様書に定めるもの以外の担保、補償及びサービスの範囲を縮小する等の特約を付帯することはできない。
- (イ) 本仕様書に定めのない事項は、自動車総合保険普通保険約款に準じる各保険会社約款（※）によるものとする。
※ 対人・対物の示談交渉サービス付きの条件を満たす内容であれば約款名称は問わない。
- (7) その他
車両の運用等を行うに当たっては、労働局の業務等に支障が生じないよう、現地職員と十分に調整すること。

7 支払

- (1) 支払方法は1か月毎で後払いとする。なお、本契約は令和7年度から令和11年度までの複数年度契約であるが、各年度の予算執行の都合上、年度ごとの支払内訳については当局の指示に従うこと。
- (2) 各月の業務終了後、受託者は仕様書に沿って履行が行われたか自ら確認すること。支払いは検査職員による検査を行った後、適法な請求書を受理してから30日以内に契約業者指定の口座に振り込むこととする。検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。
- (3) 請求書の宛名は「官署支出官 東京労働局長」とすること。

8 その他

- (1) 自動車の維持に係る費用（別紙5）については、受託者の負担とすること。
- (2) 納車された車両については、他の公共職業安定所等に配備換えを行う可能性があるが、受託者は、配備換え後においても、本仕様書に基づき必要な対応を行うこと。
- (3) 業務遂行上知り得た労働局に関する情報については、漏洩しないこと。
- (4) 受託者は、業務の実施に当たっては、厚生労働省所管法令をはじめとする関係法令、条例等を遵守しなければならない。
- (5) 受託者は、労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令、条例の定めるところにより適正な労務管理、労働者の安全及び衛生の確保、作業に伴う災害及び事故並びに公害の防止に努めなければならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項、疑義及びその他の詳細については、双方協議の上決定するものとする。

9 再委託に関する事項

- (1) 本業務のすべてを第三者（子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。また、本業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。
- (2) 本業務の一部を再委託する場合には、再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。なお、再委託先を変更する場合についても同様の取扱いによるものとする。
- (3) 本業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該再委託者の行為について、すべての責任を負わなければならない。
- (4) 本業務の一部を再委託するときは、本業務の契約を遵守するために必要な事項について本業務の契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。
- (5) 再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、履行体制図を提出しなければならない。

10 問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

（契約担当者連絡先）

〒102-8305

千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎14階

東京労働局総務部会計課用度係 菅井

電話番号 03-3512-1607

※契約担当者は変更する場合がある。

| 通番 | 官署名 | 納車住所 | 電話番号 | 現地担当部署 | 配備車両 | 年間見込走行距離 (年・km) | 賃貸借期間 |
|----|---------------|-----------------------------------|-------------------|--------|-------|-----------------|-----------------|
| 1 | 東京労働局 需給調整事業部 | 〒108-8432 港区海岸3-9-45 | 03-3452-1475 | 企画調整係 | 軽貨物車 | 600km | R8.4.1～R12.3.29 |
| 2 | 足立労働基準監督署 | 〒120-0026 足立区千住旭町4-21 足立地方合同庁舎 | 03-6388-9308 | 業務課 | 小型乗用車 | 1,000km | R8.4.1～R12.3.29 |
| 3 | 立川労働基準監督署 | 〒190-8516 立川市緑町4-2 立川地方合同庁舎 | 042-523-4475 | 業務課 | 小型乗用車 | 1,500km | R8.3.2～R12.3.29 |
| 4 | 三鷹労働基準監督署 | 〒180-8518 武蔵野市御殿山1-1-3 クリスタルパークビル | 0422-48-1162 | 業務課 | 小型乗用車 | 1,200km | R8.3.2～R12.3.29 |
| 5 | 大森公共職業安定所 | 〒143-8588 大田区大森北4-16-7 | 03-5493-8609(51#) | 庶務課 | 軽貨物車 | 300km | R8.4.1～R12.3.29 |
| 6 | 立川公共職業安定所 | 〒190-8609 立川市緑町4-2 立川地方合同庁舎 | 042-525-8609(51#) | 庶務課 | 小型乗用車 | 3,000km | R8.4.1～R12.3.29 |

※現地担当者は変更する場合がある。

足立労働基準監督署、立川労働基準監督署、三鷹労働基準監督署、立川公共職業安定所への配備車両 仕様

| 類型 | 小型乗用車 | |
|----------------|--|--|
| 駆動方式 | FF または 2WD | |
| スタッドレスタイヤ装着の有無 | 無 | |
| 台数 | 4台 | |
| 総排気量 | 1,100cc~1,500cc以内 | |
| 車両重量 | 1,200kg以内 | |
| 全長 | 4,300mm以内 | |
| 全幅 | 1,700mm以内 | |
| 全高 | 1,550mm以内 | |
| 荷室 | 分割可倒式リアシート | |
| 荷台内側 | | |
| 乗車定員 | 5名 | |
| エンジン | ハイブリッド（マイルドハイブリッド除く） | |
| トランスミッション | ・非搭載 又は ・4速オートマチック以上 又は ・CVT(無段変速オートマチック 電気式無段変速機含む) | |
| 使用燃料 | 無鉛レギュラーガソリン | |
| 車体の色 | シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの | |
| 環境性能 | 『環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月変更閣議決定）』別記「13. 自動車等 13-1 自動車（1）品目及び判断の基準等」において定める排出ガス基準及び燃費基準値を満たすこと 排ガス性能 燃費性能 | |
| 装備 | エアバックシステム アンチロックブレーキ ETC車載器 空調 カーナビゲーション AM/FMラジオ バックモニター コーナーセンサー（ソナー） ドライブレコーダー パワーウィンドウ キーレスエントリー フロアマット 付属品等 寒冷地仕様 スタッドレスタイヤ装着 冬用ワイパー | 運転席及び助手席 有 無 オート又はマニュアルエアコン セットアップ作業の実施を含むこと。TVチューナーレスとすること。 カーナビゲーション装備でも可 カーナビゲーション装備でも可 最低でもリアに装備していること 解像度1,920×1,080以上、フレーム率27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること 前後方録画可能にすること。走行中は常時録画 Gセンサー搭載 記録時間は180分以上とすること 最低でも運転席側に装備していること スマートキーでなくても可 前席、後席分 スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具 無 無 無 |
| 安全装備 | 安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること | |

東京労働局 需給調整事業部、大森公共職業安定所への配備車両 仕様

| 類型 | | 軽貨物車 |
|----------------|---------------|--|
| 駆動方式 | | FFまたは2WD |
| スタッドレスタイヤ装着の有無 | | 無 |
| 台数 | | 2台 |
| 総排気量 | | 660cc以下 |
| 車両重量 | | 1,200kg以内 |
| 全長 | | 3,400mm以内 |
| 全幅 | | 1,600mm以内 |
| 全高 | | 2,000mm以内 |
| 荷室 | | 分割可倒式リアシート |
| 荷台内側 | | (2名乗車時) 長1,700×幅1,200×高900mm以上 (4名乗車時) 長900×幅1,300×高900mm以上 |
| 乗車定員 | | 4名 |
| エンジン | | ハイブリッド(マイルドハイブリッド除く)またはガソリン |
| トランスミッション | | ・非搭載 又は ・4速オートマチック以上 又は ・CVT(無段変速オートマチック 電気式無段変速機含む) |
| 使用燃料 | | 無鉛レギュラーガソリン |
| 車体の色 | | シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの |
| 環境性能 | 排ガス性能 | 『環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和7年1月変更閣議決定)』別記「13. 自動車等 13-1 自動車(1)品目及び判断の基準等」において定める排出ガス基準及び燃費基準値を満たすこと |
| | 燃費性能 | |
| 装備 | エアバックシステム | 運転席及び助手席 |
| | アンチロックブレーキ | 有 |
| | ETC車載器 | 無 |
| | 空調 | オート又はマニュアルエアコン |
| | カーナビゲーション | セットアップ作業の実施を含む。TVチューナーレスとする。 |
| | AM/FMラジオ | カーナビゲーション装備でも可 |
| | バックモニター | カーナビゲーション装備でも可 |
| | コーナーセンサー(ソナー) | 最低でもリアに装備していること |
| | ドライブレコーダー | 解像度1,920×1,080以上、フレーム率27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること 前後方録画可能にすること。走行中は常時録画 Gセンサー搭載 記録時間は180分以上とすること |
| | パワーウィンドウ | 最低でも運転席側に装備していること |
| | キーレスエントリー | スマートキーでなくても可 |
| | フロアマット | 前席、後席分 |
| 冬期 | 付属品等 | スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具 |
| | 寒冷地仕様 | 無 |
| | スタッドレスタイヤ装着 | 無 |
| 安全装備 | 冬用ワイパー | 無 |
| | | 安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること |

令和7～11年度 需給調整事業部ほか5施設における業務用自動車賃貸借業務 作業計画書

※官署ごとに作成すること。

※同等の記載があれば任意様式で可。

自動車維持に係る費用

○ リース代金に含める項目

| | | |
|--------------|------------|--|
| 車両費用 | 車両代金 | |
| | 登録諸費用 | 車庫証明、納車費用含む |
| | 環境性能割 | |
| | 自動車税 | 契約期間中対応 |
| | 自動車重量税 | 契約期間中対応 |
| 自動車損害賠償責任保険料 | | 契約期間中対応 |
| 任意保険料 | 対人賠償保険 | 無制限（免責なし） |
| | 対物賠償保険 | 無制限（免責なし） |
| | 人身傷害保険 | 不担保 |
| | 無保険車傷害保険 | 不担保 |
| | 車両保険 | リース車両を補償できる額（一般型）（免責なし） |
| | 特約その他 | ① 対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。 |
| | | ② 運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。 |
| | | ③ 弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。 |
| | | ④ 年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を職員（公務中ののみ）に限定すること。 |
| メンテナンスサービス | 継続車検整備 | 原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する |
| | 12か月点検 | 原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する |
| | 6か月点検 | 原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する |
| | 一般修理・故障修理 | 原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する |
| | 一般消耗品部品交換 | パンク修理含む |
| | エンジンオイル交換 | 必要回数 |
| | オイルエレメント交換 | 必要回数 |
| | エアフィルター交換 | 必要回数 |
| | バッテリー交換・補充 | 必要回数 |
| | タイヤ交換 | シーズン交換・必要本数 |
| | 点検修理時の代車 | 2日以上の法定整備及び故障整備の際に対応 |

自動車の性能に関する審査要領

1. 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、②によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 納入しようとする自動車が仕様書に定める要求要件をすべて満たしていること。

2. 総合評価点の計算方法

- ① 総合評価点＝環境性能（燃費値）に対する得点÷入札価格に対する得点とする。
- ② ①の「環境性能（燃費値）に対する得点」は、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には、自動車ごとに標準点（100点）を与え、さらに、環境性能（燃費値）について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）」第6条による「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7（2025）年1月）」の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点（加算点）を与える。

加算点は、50点を満点とし、入札者が納品しようとする自動車の環境性能が、燃費目標値と燃費基準値の間のどの位置にあるのかをもって評価する。具体的には、自動車ごとに以下のとおり加算点を評価する。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

これを踏まえた本入札に係る加算点の算定方法は以下のとおりとする。

【小型乗用車】

$$\text{加算点} = 50 \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{36 - \text{燃費基準値}}$$

【小型貨物車】

$$\text{加算点} = 50 \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{22.1 - \text{燃費基準値}}$$

つまり、「環境性能（燃費値）に対する得点」は、以下で算出することとなる。

「環境性能（燃費値）に対する得点」＝
 $(100 + \text{小型乗用車に係る加算点}) \times 4\text{台} + (100 + \text{小型貨物車に係る加算点}) \times 2\text{台}$

- ③ ①の「入札価格に対する得点」は入札価格を1万円で除して得た値とする。

2. 自動車の燃費値の算定方法

小型乗用車：WLTC モードによる燃費値を使用するものとする。

小型貨物車：JC08 モードによる燃費値を使用するものとする。

表1 ガソリン乗用車、ディーゼル乗用車及びLPガス乗用車に係る JC08 モード又は WLTC モード燃費 基準

| 区分 | 燃費基準値 | |
|-----------------------------|--------------|------------|
| | ガソリン | ディーゼル・LPガス |
| 車両重量が 741kg 未満 | 24.6 km/L 以上 | 省略 |
| 車両重量が 741kg 以上 856kg 未満 | 24.5 km/L 以上 | |
| 車両重量が 856kg 以上 971kg 未満 | 23.7 km/L 以上 | |
| 車両重量が 971kg 以上 1,081kg 未満 | 23.4 km/L 以上 | |
| 車両重量が 1,081kg 以上 1,196kg 未満 | 21.8 km/L 以上 | |
| 車両重量が 1,196kg 以上 1,311kg 未満 | 20.3 km/L 以上 | |

表2 ガソリン及びディーゼル小型貨物車に係る JC08 モード又は WLTC モード燃費 基準

| 区分 | 燃費基準値 | |
|-----------------------------|--------------|------------|
| | ガソリン | ディーゼル・LPガス |
| 車両重量が 741kg 未満 | 18.4 km/L 以上 | 省略 |
| 車両重量が 741kg 以上 856kg 未満 | 17.8 km/L 以上 | |
| 車両重量が 856kg 以上 971kg 未満 | 17.3 km/L 以上 | |
| 車両重量が 971kg 以上 1,081kg 未満 | 16.8 km/L 以上 | |
| 車両重量が 1,081kg 以上 1,196kg 未満 | 14.7 km/L 以上 | |
| 車両重量が 1,196kg 以上 1,311kg 未満 | 13.2 km/L 以上 | |